

八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八代市立の幼稚園、小中学校又は特別支援学校在籍し、又は翌年度に在籍を予定する幼児、園児、児童又は生徒（以下「児童生徒等」という。）のうち学校給食において食物アレルギー対応が必要なものの保護者（以下「保護者」という。）に対し、児童生徒等を診察した医師が配慮事項を記す八代市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「学校生活管理指導表」という。）の作成が医療保険の適用外となった場合における当該作成に係る経費（以下「文書料」という。）を補助する八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、当該児童生徒等が在籍し、又は在籍を予定する幼稚園長又は学校長に学校生活管理指導表を提出した保護者のうち、文書料を医療機関に支払ったものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、文書料の額（消費税に相当する額を含む。）とし、児童生徒等1人につき、学校生活管理指導表の作成1回当たり2,500円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付申請書（様式第1号）に文書料に係る領収書の写し又はこれに類する書類を添えて、八代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、その交付の目的を達するために必要な条件を付することができる。

(補助金の交付請求)

第6条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付請求書（様式第3号）により教育委員会に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 教育委員会は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(3) 市税等に滞納があったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が補助金の交付を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 教育委員会は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、八代市食物アレルギー学校生活管理指導表作成補助金返還命令書（様式第5号）により交付決定者に返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、教育部長専決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。